

木造住宅の除却補助制度申請時における注意事項

・耐震診断後の評点が0.7未満である旧耐震基準の木造住宅であること

・基礎を含めた住宅の解体に係る費用が補助の対象

(工事に付随する工事管理費や申請に要する費用を含む)

※ブロック塀、樹木、アスベストの除却、土間コンクリート、物置、残置物等は対象外

⇒申請時に添付する見積書には補助の対象になる費用のみ記載してください。

対象外の費用を記載せざるを得ない場合、補助の対象、対象外が明確になるよう詳細に記載してください。

※申請書に記載する工事見積額は、補助対象工事の金額となるため、市の窓口で見積書を
確認後、記載してください。

御 見 積 書 (例)

名 称	数量	単位	単 価	金 額	備 考
〇〇様邸解体工事					
仮設工事					
シート養生	○	m ²	・・・	・・・	
解体工事					
内装解体					補助の対象となる工事であることが分かるように、 詳細に記載してください。
家屋解体					
基礎解体	○	m ²	・・・	・・・	
重機回送費	○	式	・・・	・・・	
発生廃棄物処理費					
発生木材処分					補助の対象となる工事で発生した廃棄物のみが、 発生廃棄物処理費の補助対象となります。 対象となる工事で発生した廃棄物のみを 記載してください。
発生混合廃棄物処分					
発生プラスチック処分					
発生コンクリート処分					
発生廃棄物運搬費	○	台	・・・	・・・	